

それからもう一点、もっと詳しく申し上げますれば、その四百円なり六百円下
がったという分は、次期昇給月にですね、たとえば五千円上がるところが
四千四百円なり四千六百円の昇給とするというふうなことになる。
実態として現在の給料月額額は下がるというのではございまして、表の
適用上、次期昇給月における昇給額が、間差額が若干下がるとい
うふうに、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（末次性男君）

以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君）

この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第四号については、総務委員
会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

お諮りいたします。

たゞいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨
の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

御異議なしと認めます。よって議案第四号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第十 議案第四号 福生市税賦課徴

収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君）

御指名をいただきましたので、議案第四

十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、
提案理由、並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、条例の関係でございますが、二行目の附則第十九条の一項でござ
います。長期譲渡所得に対する分離課税につきましては、従前、昭和
四十四年（一月）以前に取得したものを長期譲渡、それ以後取得したもの
を短期譲渡としておりましたが、今回、租税特別措置法の一部改正

により、所有期間十年以上を長期とし、算出税額も八千万円を超
える場合、四分の三の総合課税であつたものが、四千万円以上すべて二分の一
に緩和されたため改正するもので、その下の三十六条の二第三項につきま
しては、租税特別措置法の改正によりまして新設された居住用資産
の買替え差益の課税を加えたものでございます。同条同項の二号
中、「超え八千万円以下である」を「超える」に改め、そのため第三号の
八千万円以上の計算方法につきましては、削除しようとするものでござい
ます。次の四行目になりますか、附則第十九条の二第一項関係でござい
ますが、本条は優良住宅地等の譲渡所得の関係でございしますが、総合
課税でございしましたが、前条の一般長期が同様措置となつたため、昭和
五十八年度から六十年年度までは四千万円以上については百分の五に改めよう
とするものでございます。

次に、最後から四行目の附則十九条の二第二項第二号イ及びロに
つきましたは、次のページの終わりに四行目まで関連がございします。した
がつて、この内容を説明申し上げますと、優良住宅地等の譲渡が、

ともにある場合の規定でございします。まずイにつきましては、譲渡所得の
うち優良住宅地等が四千万円以下で他に譲渡所得がある場合、
四千万円以下百分の四の税率、四千万円以上の部分二分の一総合課税
とする規定でございします。

次のロの関係につきましては、譲渡所得のうち、優良住宅地等が、
四千万円を超える場合、四千万円まで百分の四、それ以上の額の方百分の五
として税率を、他の長期譲渡所得につきましては、四千万円以上の二分の一
を総合課税として、その両方の金額を税額としようとするものでござい
ます。

次に、最後より四行目でございますが、附則第十九条の二第二項の規
定は、長期譲渡所得の中に、確定優良住宅地等の予定地につきます
しては、前項の附則第十九条の二第一項に準ずる規定でござい
ますが、これにつきましても、前項と同様、五十八年度から六十年年度までに
延長し、合わせて用語を整理しようとするものでございます。

次のページの、附則第十九条の三第二項につきましては、特定市街化区域
農地及び旧A・B農地につきましても同様、年度を昭和五十八年度か

ら六十年年度まで延長し、その他条文の改正に伴いまして用語を改めようとするものでございます。

附則といしまして、本条例は公布の日から施行し、経過措置として昭和五十七年度までは従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 二つばかりお尋ねいたします。というところは、

この賦課徴収条例の一部改正について質問と、それから条例の一部改正条文についてのお願ひも申し上げて、回答、また御意見を賜うたいと思っております。

、これは、この賦課徴収条例の一部改正ばかりでなく、条例の一部改正は、先ほども専決で、いろいろ長い条例の一部改正がございましたけれども、

条例の一部改正は、以前もそうであったことですが、全文条例と異なつて、一部改正は改正の前の条文が手元になつたもの、例規集を借りていけばあるわけですが、一般的に条文が手元になつたことによつて、本文と照合しながら検討をするというところがなかなかできない。したがって、勉強しないと、事務に携わつておる職員の方々は異なつて、常日頃、この条文になじんでいないだけに理解しにくいわけでありまして、そのことは私人だけではなく、私は思うわけですが、いづれにしても、議会で議決で、責任が議会にも伴うことで、わからないまま議決では済まないことではないかと私は思うわけですが、何も内容はわからないけれども議決してしまつたんだという、とでは済まないと思うわけです。

特に、今回の一部改正が、長期譲渡所得にかかわる個人の市民税の課税の特例と、その説明がありましたように、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例の一部改正が主たるもののようにありますけれども、それでは、この十九条の改正と十九条の二の改正で、どのように市民に、あ

る。は納税者にかかわってくるか、税収がどうかかわるのか。また、これが納税義務者、余り件数が多いかと思うんですけれども、どういふふうに変わってきたかというふうなもの、それから、附則で、適用は五十八年度からとされておりますけれども、改正前と改正後、したかつていま申し上げたように、差はどういふふうにあるか、これが一部改正でなるのかどうかお聞きしたいと思ひます。この改正によつて、どのように納税者や税収にかかわりがあるのかということ。

それから、最初申し上げましたように、この一部改正によつて、読めば容易に理解、解読できるものはともかくとして、今回のような、たとえばこの六行目、条例の六行目を見れば、どなたもそう思ひと私は……私がわからないから皆さんに押しつけてはまずいんですけれども、六行目のように、ここで「個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項」に、「同じ。」のうちに、これを「同じ。」をした場合においてとあるように、まことにこれは理解に苦しむ一部改正条文であると私は思ひます。これを、法律改正でよく使われてゐる改正前と改正後の、棒線を引いて左に旧、右に改正とかいうふうにした解説をする、この説明資料が、先

ほど職員給料の関係で今回資料が添付されて、まことに結構だと思ひますけれども、どういふふうなわかりにくい一部改正によつても、そうした棒線で左右、新旧を書いた説明資料が添付されると、私は非常にありがたいと思つておるわけですが、そのようないことが可能であるかどうか、すべてということでは、先ほど私が申し上げたように、今回のような改正条文によつては、事務が敏系忙ではありましようけれども、そのようにしていただきたく、先ほどの一点は、どういふふうにかかわるかというものと、それから、今後、どういふふうな難解というよりな条文改正によつては、添付をしてもうたらうかたい、ということとです。具体的に申し上げますと、たとえばこれの十九条の二を中心にして棒線を引いて、それで右側なら右側に、いままでのかき括弧を前条第一項の場合において、同項かき括弧を、それで左側で……に改正になつてゐるように「昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項」に、とこり、いふふうに書いておけば、いままでの条文に続いて、かき括弧に規定する譲渡所得の起因となる、というふうに続いていてわかりいと思ひます。

また、その「同じ」のうちにも」というのは、その棒線を引きは一目瞭然
で、同じをした場合におして、というふうにすぐわかると思ふんです。どうもわ
れわれ、常時、条文、こう、うふうなものを見たう検討してないから、こ
う一部改正がされても、今回ぐらゐわかりづうのは、私もわからないから、こ
う例規集を引、張り出して読んでみたけれども、読んでわからない。書
いてみて初めて「なかり」が出て「ああ、そうか」というふうにわかりました。こ
う事務が忙しいでしうけれども、こう、うわかりにくい、よいな一部改正につ
いては、そりした解説、資料を添付してもらいたうと、そりすることによ
て、また理解しやすいのではないかと思ふのでお願いを申し上げておきます。
変わる点と、いま申し上げたことかどうするかというのを申し上げて、私
の質問といたします。

○総務部長（浅見裕康君）

第一点の、いわゆる提出条例、それがわかり
にくい、という御指摘でございまして、これに関連して、ある程度と言うと
語数がございまして、比較検討、あるいは改正の内容はいろいろ
のかという、御理解に苦しむような点にございましては、いま御指摘いた

いたような線で検討させていたしまして、できるだけわかりやすいような考
考文案、そりしたものを検討いたしました。今後は御提案したいとい
ふに考えております。以上でございまして。

○税務課長（小野光朗君）

それでは、引き続きまして具体的な内容で

ございまして、まず五十五年度に長期譲渡、あるいは短期譲渡を
含めまして約百六十件、件数がございまして、五十六年度におきましては
百六十三件と、大体、う、変化はないんでございまして、に、その中で
この四分の三総合課税が二分の一総合課税になりますと、金額の大きい
場合、たとえば一件の金額が何十億という場合には、それはすくく税金
に影響があるんでございまして、たとえば一億円の譲渡があったと
します。それに総所得と言うんですか、給料とか事業をやっている所
得が五百万円あったといたしますと、いままで税金が市民税にだけござい
すと六百二十万円のものが、五百五十二万円というふうに、約七十万円安
なるといふことで、大体におきまして、福生市の長期譲渡所得の中で何
十億という大きなのはほとんどわずかでございますから、そりうふうにいたしま

す。このことにしても約一〇%前後は減収みたになつてくるんじゃないかと思
います。ただ、その減収にならず理由も、この譲渡所得の金額によつ
て変わつてきますので、なお、これらの譲渡所得の、大体どのくらいの何件
と、うのは、ちよつと出してございませうのでわかりかねますけれども、平均して
二億、五十五年度におきまして一億一千五百万円、それから五十六年度
におきまして二億四千三百九十万円の譲渡所得があつたわけであつて、
それらにしても、平均しますと一〇%前後かなというふうには見ておきま
すけれども、大体市民にとつては、そういう意味で、一割程度の譲渡所得
等につけて、平均して市の全体でございまして、金額によつて上が
たり下がたりしますけれども、平均したら全体的にはそのぐらゐになるん
ではないかと思つます。大変わかりにくい、答弁ですみません。
○二十二番（貫井喜代次君） わかりやすい条文に、つては、検討し
今後、うらふりに前向きでやつていきたい、というふうにしますと、うらふりなこ
とで、結構なことでございまして、
それから、いま、どのように税金がどういふふうになつていくのかと……いま

一〇%ぐらゐ減になるんだということは、譲渡所得金額が減になるというこを
言つてゐると思ふんですけれども、これはいわゆる個人の市民税の課税の、
ここに書いてある特例ですから、市民税において納税義務者が、これによ
つてどのくらい変わるのかと、これは何百何十何人とか、何千何百何十何円
までというとはわからないでしうけれども、どのくらいか、これがふえるのか減るの
か。納税義務者がふえるのか減るのか、税金がふえるのか減るのかと
うらふりなことを、先に私は聞いてゐるわけで、全然、これは検討がして
ないというのの上に立つての条例改正というのは、まだこれはおかしいと思ふん
です。何か、これは担当が持つてゐるんじゃないかと思ふけれども、大体でもいい
んですか、どのくらいか、あれが、これによつて変わってくるのかという、ことをお尋ね
してゐるわけであつて、

○税務課長（小野光朗君） 結局、今回の譲渡所得で変わりますもの
に、つては、先ほどお話ししました百六十一件ございまして、それによつて四
分の三が二分の一になつたというだけで、納税義務者、福生市全体の、
たとえば普通徴収と特別徴収合わせると約一万八千人あるわけで

ございますけれども、それについての件数は変わりようがないわけではございませう。それとあと、譲渡所得が一割程度減ると、いうことでございまして、それ以外の総所得に準ずる、要するに給料所得とか事業所得とか、営業所得とかでございしますが、こういうものに対するものについては従来どおりでございしますので、これについては、いまこゝでは説明はしなかったわけなんですけれども、それらについても、この譲渡所得の特例によつて、それらに対する波及というのはいないというところでございします。

○二十二番(貫井喜代次君) 念のために、そうすると、この改正になつても、納税義務者の税金にも変わりないということなんですわ。そう解釈してよろしいわけでは。

○税務課長(小野光朗君) ですから、譲渡所得はなかなか一年間のものを三月十五日の申告で出てくるわけで、なかなかそれは統計的には出せないわけではございします。(「それはわかるんだよ」と呼ぶ者あり) それで、譲渡所得の分については、だから昨年度、二億四千万ぐらいですけれども、一〇名前後ですから、二千四百万前後は減収になるかも知れませんけれども

も、ただそれが市民税全体に対しては影響ないというふうに私の方では考えておるわけです。

○二十二番(貫井喜代次君) 念のためにね、私がさっき言ったように、そうすると変わりがないという、となんでは、これ、あれしても。だからそれだけでいいんですよ。変わりがあるかないですか。

○税務課長(小野光朗君) 市民税全体には影響はさほどないというところでございします。

○二十二番(貫井喜代次君) 私は、市民税全体を聞かしてらんじゃないんですよ。いわゆる長期譲渡所得ね、うううふりなのが、今度、うううふりに変わらんでは。だからそれにかわる……市民税全体、そうするとこれに関係があるってほかの所得のものがふえればツーパーで変わりがない、ということも言えらるし、私はこのこと自体言っているんです。市民税全体じゃないんです。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分 休憩

午前十一時五十二分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○税務課長（小野光朗君） いただいた御質問に対する私どもの方の答弁がふつつかで申しわけございません。

譲渡所得が、五十六年度におきましては二億四千万ばかりありました。に、これも毎年変化いたしますのですけれども、たとえばそのような場合ですと約一〇％、二千四百万程度を譲渡所得の中では減収になるというふうに、私の方で聞き、違えまして答弁いたしましたので申しわけございませんでした。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

にいま議題となっております議案第四十二号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

にいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一 議案第四十三号 福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 井上久男君 登壇）

○市民部長（井上久男君） 御指名をいただきましたので、議案第四十三号 福生市消防団条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正は消防団員の報酬の額を改正いたそうとするものでございます。今回の改定に当たりましては、福生市以降の、いわゆる新市

の消防団員の平均報酬額を基準としながら、また近隣市町との関連をも考慮して、職務に応じた報酬額にしようとするものであります。にかゝりまして、階級ごとに、いままで高かったと思われる階級についてはアップ率を低く、低かった階級についてはアップ率を高くするといふような形をとった次第でございます。

それでは、条文の内容について御説明申し上げます。

第十二条中の団長の報酬を十八万三千円を九千円上げて十九万二千円に、四・九％。副団長十四万二千円を五千円上げて十四万七千円に、三・五％。分団長十万二千円を二千円上げて十万四千円に、二％。副分団長七千円を二千円上げて七千二千円に、二・九％。部長六万三千円を一千円上げて六万四千円に、一・六％。班長四万七千円を二千円上げて四万九千円に、四・三％。団員三万七千円を五千円上げて四万二千円に、一三・五％、それぞれ改定し、平均アップ率は七・四％であります。

なお、附則の適用については、消防団員の報酬は年額となつております関係上、本年四月から適用いたそうとする次第であります。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜うしまして原案どおり御可決賜いますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君） 日々、御努力をなさつておられる消防団員の方で、基本的には値上げをすることについては、私は反対とは思わな人ですが、この説明の中に、ちやうと質問がありまして、なるべく一般団員の方の人を多く上げて、上の団長かなにかについては抑えるんだというふうに聞かれましたが、それにしても団長が四・九％と、それから中には一・六％というふうな、非常にばらつきを感じます。普段から努力をなさつておられる一般団員の方が一三・五％というのは納得ができませんけれども、このばらつきが理由ですね。最初の説明とちやうと、ここが違ひもんですから、そこを伺ひたいと思つてます。

○市民部長（井上久男君） お答えします。

団長以下、団員に至るまでの間、従前でございますと、この四月一日現在

の報酬額でございますと、団長の場合には、新市の順位からしますと六番目、それから副団長四番目、それから分団長から部長まで二番目、それから班長が四番目、団員については六番目でございます。これを今回の改定によりまして、団長、副団長につきましては四番目、それから分団長以下部長までが二番目、さらに班長、団員については四番目、その辺のところで、また若干の相違はありますけれども、そのような順位をある程度勘案して額を算定しアップをした次第でございます。以上でございます。

○十番（遠藤洋一君） 伺いますと、要するにほかの市との比較でするんだという感じを受けますが、むしろつまり考慮すべきは、たとえばまちの中の防災の状況とか、皆さんの御努力とか、そういうものから本来ならば勘案されて、それぞれの報酬の額を決定すべきものではないかというふうに思うんですけれども、そういうような形も出ておりますので、委員会で慎重審議することにいたしますけれども、私としてはそういうふうな疑問を持っていうことで質問にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） 、この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」とよぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 、それより午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時一分 開議